

賭博に係る罪

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』（共著、信山社、2021年）など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

ギャンブル依存症に関する報道*1を見聞きしたことがある人は多いと思います。その症状からの回復は容易ではないようです*2が、今回は、そもそも「ギャンブル」と称される行為自体について、それが犯罪かどうか、みていくことにしましょう。

賭博罪の成立要件

事例1 Xは、自身が店長を務めるゲーム店「P」（以下、店）に設置したパソコンを使用して、インターネットを介し、いわゆるオンラインカジノを運営するフィリピンの会社であるYからオンラインゲームの配信を受け、店舗内に設置したパソコンを使用して、来店する客にそのゲームを行わせていた。客は、店からパソコン画面上でゲームを行うために必要なポイントを1ポイントにつき100円で取得し、パソコンを操作して画面上で行われるゲームの結果（バカラゲームの場合は、パソコン画面上のバンカーとプレイヤーのどちらが勝つかを当てる。ルーレットゲームの場合は、パソコン画面上のルーレットの出目を当てる）にポイントを賭け、賭けに勝った場合は一定の倍率でポイントを取得し、取得したポイントについては、ゲーム終了後1ポイントにつき100円で店から払い戻しを受け、賭けに負けた場合は賭けたポイントを失う、という約束の下にゲームを行っていた。

まず、刑法は「賭博をした者」を処罰しています（刑法185条。拘禁刑でなく50万円以下の罰金刑）。では「賭博」とは何でしょうか。それは、賭け麻雀といわれるように、偶然の勝敗によって財物や財産上の利益の得喪を争うこととされます。もう少し、中身を分解してみましょう。

第一に、偶然性です。古く大審院は、当事者が確実に予見できず、または、当事者の意思では自由に支配することができない事実について勝敗を決すること（大審院大正11年7月12日判決）としており、多少とも偶然の事情により勝敗が左右されることがあれば、偶然性を認めます。ですので、よく賭博としてイメージされる麻雀や花札のみならず、囲碁や将棋も古くからこれに当たるとされてきました。他方で、こうした偶然性が否定される場合、つまり、その一方当事者が勝敗を知っている場合には、だました者（側）に詐欺罪が成立します（だまされた者に賭博罪は成立しないと考えるのが一般的です）。

第二に、財物や財産上の利益が必要ですが、これはこれまでの本講座での説明に委ねます。

第三に、第二の得喪を争うことです。これは、勝者が財産を得て、敗者はこれを失うことを意味します。賭け麻雀でこれは明らかですね。ただ、どちらかがそれを失わなければ賭博とはいえません。そうしますと、福引や懸賞なども、第一や第二に当たりますが、参加者が勝ったときにしか利益を得ませんので、これは賭博とはいえないのです。

なお、刑法185条は「ただし、一時の娯楽に供

*1 NHKウェブサイト「調査報道 新世紀 File4 オンラインカジノ 底知れぬ闇」(ダイジェスト動画) をご覧いただくことをお勧めする

*2 消費者庁ウェブサイト「ギャンブル依存症でお困りの皆様へ」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」として処罰しない場合を認めています。裁判所は「金銭」を賭ければ、額が少なくとも、この要件に該当しないとしており（最高裁昭和23年10月7日判決）、処罰されることとなります。

第一～第三が満たされると単純賭博（前述した刑法185条）とされ、さらに、第四に、それが「常習」であると重く処罰しています（刑法186条。3年以下の拘禁刑）。最高裁昭和25年3月10日判決は、「賭博の常習とは犯人に反覆して賭博をする習癖があることをいうのであつて必ずしも賭博の前科のあることを要するものではない。そしてその習癖のあらわれた賭博行為であるか否やは現に行われた賭博の種類、賭金の多寡、賭博の行われた期間、度数、前科の有無等諸般の事情を斟酌して裁判所の判断すべき事項である」としています。具体的な判断は相当難しいですが、主催者（胴元）は常習賭博、参加者は単純賭博、という処罰を想定しておくといえよう。

以上のことを踏まえて**事例1**を考えてみましょう。第一の偶然性は、「パソコン画面上で行われるゲームの結果という偶然の事情」といえます。また、第二、第三ですが、「賭けに勝った場合はポイントを取得して、これに見合う金員を店から取得し、賭けに負けた場合はポイントを失って、店がそれに見合う金員を取得するという関係が認められるのであるから、店と客とは、パソコン画面上のポイントを介して現金の得喪を争っていた」といえ、これも満たされるでしょう。そして、第四について、Xは「店長としてこれを常習として行った」といえます。したがって、Xは刑法186条の常習賭博罪により処罰されます（東京高裁平成18年11月28日判決。なお、店内のスロット機でも同様です）。

賭博罪が処罰されない場合 —法による規制—

「ギャンブルが処罰されないこともあるでは

ないか。現在は国が認めたカジノの話もある。賭博罪に意味があるのか」。その指摘は重要です。これまでも、競馬や競艇などの公営ギャンブルは認められてきています。また、その経済規模もおよそ8兆円（2023年）と相当なものです。ただ、こうしたギャンブルは国による管理の中で行われています。近時のカジノ事業についても、IR整備法（特定複合観光施設区域整備法）1条では、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して、IR区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する」ことが目的とされており、カジノ管理委員会という組織が「法に基づく厳格なカジノ規制を確実に執行し、適切な国の監視及び管理の下でカジノ事業を運営させる」ことになっています*3。

逆にいいますと、こうした介入がない場合には、過度の射幸心（思いがけない利益や幸運を望む心）をあおることや賭博をさせる者の行為が詐欺的になることがありますので、賭博を犯罪とすることに合理性はあり得ます（これには批判があるところですが）。

また、刑法には賭博罪のほかにも、富くじ罪（刑法187条。2年以下の拘禁刑）があります。これは、事前に番号札を発売して金銭その他の財物を集めた後に、抽選その他の方法に基づき、購買者間で不平等に利益を分配することとされています。現在はほぼ処罰例がありませんが、前述したことと同様に、宝くじは当せん金付証券法により、先に述べた、競馬、競艇は競馬法、モーターボート競走法により、処罰が控えられることになっています。

このように「ギャンブル」にもいろいろありますが、公的介入によって、処罰されない領域が相当程度確保されているといえるでしょう。

オンラインカジノの利用と賭博罪による起訴

事例2（阿武町誤振込事件） Xは、A銀行

*3 カジノ管理委員会ウェブサイト「カジノ規制について」 <https://www.jrcr.go.jp/policy/regulatory/index.html>

の支店に開設された自己名義の普通預金口座に、山口県阿武町が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として4630万円を誤って振込入金したことを利用して、パソコンを用いて、自己のデビットカード情報を利用し、2万4000米ドル余り相当のオンラインカジノサービスを利用し得る地位を得た。

事例1とは異なり、海外のオンラインカジノを直接利用することもあり得ます。仮にその海外の国では合法であるとしますと、その取り扱いには難しい問題を生じます。それは、日本国内では違法行為であるとしても海外のその国では合法であれば、その国に行って賭博行為をした場合に処罰がされない(さらに、国外犯処罰規定はない)のに、日本から賭博を行うと処罰される、というのはバランスが悪いからです。

阿武町誤振込事件でも、賭博罪による起訴はされていません。新聞報道によりますと*4、「山口県警の捜査関係者は『今回の誤入金問題を端緒に、違法なオンラインカジノの実態解明に向けて捜査を継続している』と強調する」とのことですが、捜査の限界もあるようです。

もっとも、カジノに金銭をつぎ込む行為を日本で行えば、判例では、他国の法律の状況に関係なく処罰できるとされています(この点については議論があります)。さて、阿武町誤振込事件の問題はどこにあったのでしょうか。それは、本講座第4回で説明した電子計算機使用詐欺罪の成否だったのです。広島高裁令和6年6月11日判決はそれを認めました。受取人Xが自己の口座のある銀行に対し誤った振込があるとの認識を告知することはその銀行にとって必要な情報であり、Xに告知義務(銀行に誤振込があったことを伝える義務)を認め、送金行為等が正当な権利行使とはいえないとの判断を示した第1審の

判断(有罪。懲役3年執行猶予5年)を相当としたのです。

詳しい条文解釈はここでは避けませんが、既に最高裁平成15年3月12日決定が、誤振込された金銭をそれと知りながら銀行員から受け取って自己の用途に使い込んだ被告人に詐欺罪の成立を認めましたので、この判決はそれと軌を一にするといえます。

詐欺罪に当たる事例

そして詐欺罪との関連では、例えば、「スマホのSMSに『7億円当選した』という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払った」というケース*5は、賭博罪というよりも詐欺罪に当たる可能性が高い事案といえます(海外の宝くじの当選金を引き渡すと言われ、手数料を支払わされるケースも同様*6)。

ただ、以上を前提にしますと、海外の宝くじを購入すること自体に実際に刑罰が科されるか、といえますと、そうとも言い切れません。前述の理由や、仮に宝くじ罪の成立を認めるとしましても海外での捜査の難しさもそこには存在します。いずれにしましても、犯罪に巻き込まれなければ、購入は控えるべきでしょう。

賭博をさせる「場所」を提供する場合

賭博に関連する刑法上の犯罪としてさらに、賭博場開張凶利罪(刑法186条2項)もあります。これは、自らが主催者となって賭博させる「場所」を提供することです(例えば、サッカー賭博の主催[福岡地裁平成27年2月26日判決。場所への集合は必要ない])。

今回はいよいよ最終回です。有価証券偽造罪と本講座のまとめをお話いたします。

*4 朝日新聞2023年3月1日朝刊

*5 国民生活センター 見守り新鮮情報「7億円当選!? 心当たりのないメールは無視」(2022年12月20日発行) <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen440.pdf>

*6 国民生活センター 見守り新鮮情報「海外宝くじには手を出さないで」(2016年9月21日発行) <https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen262.pdf>